聞思

寺報
MONSHI
第30号
2026年11月
発行

浄土真宗本願寺派
田野山 西敬寺

住職　木賣　慈教
坊守　木賣　真由美

親鸞聖人と善光寺――いまにつながるご縁

善光寺にお参りされたとき、境内に立つ親鸞聖人のお像をご覧になったことはありますか。

親鸞聖人は、越後から関東へ向かわれる道中、善光寺に立ち寄られたと伝えられています。

本堂には、聖人が松をお供えされたという故事にちなむ「親鸞聖人お花松」もあり、身近な善光寺には、聖人の足跡が今も大切に伝えられています。

境内に初めて聖人の銅像が建立されたのは、戦前の昭和十二年。長く受け継がれてきたお像は、昨年、修復とともに本堂近くの参道沿いへ移され、より多くの参拝者をお迎えするお姿となりました。

この移設を機に、毎年九月、善光寺一山の僧侶と長野市内の浄土真宗寺院のご住職方が共にお勤めする「親鸞聖人顕彰法要」が始まりました。宗派を超えて聖人のご遺徳をしのぶ――古くからのご縁が、今を生きる私たちの出遇いへとつながっています。そのご縁から、今年の報恩講には、善光寺淵之坊ご住職・若麻績　享則（わかおみ　たかのり）師をお迎えし、「親鸞聖人と善光寺」と題してお話しいただきます。

よく知っているはずの善光寺に、まだ知らなかった親鸞聖人の面影をたずねるひととき。どうぞご一緒に、身近な土地に息づくお念仏のご縁を味わいましょう。



9月10日　善光寺親鸞聖人像前にて
若麻績ご住職と

令和８年度
報恩講・物故者追悼
法要のご案内

12月20日（日）10:00～12:30（受付 9:30より）
ご門徒の皆さまはもちろん、どなたでもご参拝いただけます
詳細なご案内・お申し込み方法は2・3ページをご確認ください

目　次

報恩講・物故者追悼法要案内　2・3
【同封の返信用ハガキは12月6日までにご投函ください】
西敬寺歳時記　4
聞思（もんし）のひととき　5
連　載　いまどきの終活の作法 ～大切なひとに負担をかけないために～
元気なうちに、これからの安心を　6・7
よく寄せられる4つのご相談
終/宗活公開講座・個別無料相談のご案内　8

〒 381-0016　長野市南堀336
TEL 026-243-5570／ FAX 026-403-2400

西敬寺LINE公式

西敬寺 報恩講法要
並びに 物故者追悼法要

12月20日（日）
10:00～12:30　受付 9:30より



「大谷本願寺親鸞聖人之縁起」
（御絵伝）西敬寺蔵

元禄8（1695）年、本願寺の絵師が描いた四幅からなる貴重な法物です。
毎年、報恩講法要の際に本堂に奉懸します。331年の時を伝える彩色を、ぜひご覧ください。

時 刻	次 第・ご 案 内
9:30	受付開始／庫裡大玄関
10:00	開会／作法やお勤めの説明
10:20	勤行／ご法名奉告・正信偈
11:00	休憩／お茶と軽食
11:15	法話「親鸞聖人と善光寺」
12:05	お楽しみ抽選会
12:30	閉会／ご都合により途中退席可

「報恩講（ほうおんこう）」とは？

親鸞聖人の曾孫にあたる本願寺第3代覚如上人が、聖人の33回忌に「報恩講私記」を著されたことに由来します。私たちの先人は「『親鸞聖人さま、ありがとうございました。あなたのおかげで私もあなたと同じお念仏をいただいて、同じ信心をいただいて、同じお浄土で今度は出遇わせていただきます』と、お礼を申しあげる法要が報恩講だよ。」とお伝えくださっています。
当寺では、ご門徒はもちろん、より多くの皆さまに仏法にふれていただくことを願い、伝統を大切にしつつ新しい「かたち」の報恩講を開いています。1年間のご理解・ご支援への感謝を込めて勤修いたします。

「物故者追悼法要」について

新本堂でお勤めした「お寺葬」は、170回を超えました。お参りされた皆さまからは、「ご法話をもっと聞きたい」とのお声もいただいています。
お寺葬を通じて故人を偲ぶご縁が広がるなか、報恩講にあわせて昨年11月15日から本年11月15日までにご往生された方々のご法名をご尊前に奉告し、物故者追悼法要をお勤めします。
大切な方との思い出を胸に、手を合わせ、仏さまの教えに耳を傾ける。そのひとときが、いただいてきたご縁の温かさに、あらためて気づく機会となれば幸いです。亡き方をご縁として、親鸞聖人への感謝とともにお勤めする法要です。どうぞご家族お誘い合わせのうえ、ご参詣ください。



ご法話

親鸞聖人と善光寺

ご講師
善光寺　淵之坊ご住職
前善光寺寺務総長
若麻績　享則（わかおみ　たかのり）　師

報恩講法要 ご参拝ガイド

当日のご準備チェックリスト



服 装

仏さまの前にお参りするにふさわしい、落ち着いた服装でお越しください。



お念珠

男性用は組紐、女性用は切り房が一般的です。お持ちの方はご持参ください。

門徒式章



お経本



門徒式章をお持ちの方はご着用ください。お経本は当日受付でもお貸ししています。

参加費は不要です（お布施はご随意にて）

お布施・お賽銭・喜捨は、受付または堂内のお賽銭箱にお納めください。今後の法要の運営に使わせていただきます。



飯山名物笹寿司のお振舞い
（お持ち帰りできます）

ご参拝の記念品は毎年ご好評のこちら



Anカレンダー2027

お申し込み方法と当日のご案内

申込締切：12月6日

事前のお申し込みが必要となります。
📞026-243-5570
もしくは西敬寺LINE公式にお問い合わせください

- 当日9:15より、駐車場への誘導を行います。
- 庫裡玄関受付より、本堂にお進みください。

西敬寺歳時記

新盆・納骨壇合同法要

違うのは、形。重なるのは、心。



8月11日、暑い中、多くの皆さまにお参りいただき、本堂いっぱいにお念仏の声が響きました。

法話では、お盆の由来や目連尊者の物語、信州の風習をスライドで紹介しました。形は違っても、「忘れていません」という心は重なります。

浄土真宗のお盆は、亡き方をご縁として、今を生きる私が教えを聞く「仏縁」です。

「亡き方を偲ぶ私」から、「亡き方によって育てられている私」へ。

「非戦の鐘」

全戦没者追悼法要・平和をうたう集い



8月15日、終戦から81年。国や立場のちがいを越え、すべてのいのちを偲び、平和を願うひとときを、ともに過ごしました。

追悼法要の表白より（抜粋）

敵も味方も、兵も民も、この国の人も、かの国の人も。如来さまの御目には、初めから隔てはございませんでした。隔てていたのは、いつも私どもの方でございます。

戦火は遠く、争いの種は近い。

西敬寺住職　釋慈教

熊本地震 被災地支援金 ご報告と御礼

お盆の六日間、本堂でお預かりした支援金のご報告です

合計送金額

184,454円

8月17日、日本笑顔プロジェクトへ送金し、領収証の発行を受けました。

門信徒の皆さまより	西敬寺より
134,454円	50,000円

受付期間　8月11日～16日

受付場所　本堂内の募金箱

お預かり → 合計送金 → 送金完了

領収証

¥134,454	#rh4v 2026/08/17 08:04
一般財団法人日本笑顔プロジェクト 災害支援金	¥134,454
合計	¥134,454
日本笑顔プロジェクト 長野県上高井郡小布施町雁田676 門信徒の皆様よりお預かりした分	

¥50,000	#ZOtC 2026/08/17 08:06
一般財団法人日本笑顔プロジェクト 災害支援金	¥50,000
合計	¥50,000
日本笑顔プロジェクト 長野県上高井郡小布施町雁田676 西敬寺より	

受付番号　#rh4v ／ #ZOtC

皆さまからお預かりした志を、確かにお届けいたしました。

『どうしよう?』を、住職とご一緒に　～間思（もんし）のひととき～

ペットの供養、どうしたらいいですか？

― 家族の気持ちに合わせて ―



家族の一員として暮らしてきたペットとの別れ。
「供養や遺骨をどうしたらよいのか」と、迷われる方も少なくありません。

すぐに答えを決めなくても大丈夫です。ともに過ごした日々を思い、出会えたご縁に「ありがとう」と手を合わせながら、ご家族に合う形を考えてみましょう。

よくあるご質問

Q. 供養しないと、かわいそうですか？
A. 形の有無で、その子の幸せが決まるわけではありません。

Q. 遺骨は家に置いてもよいですか？
A. 気持ちが整うまで、手元で大切にされる方法もあります。

Q. 仏壇に遺骨を置けますか？
A. 仏壇の中ではなく、近くに別の場所を設ける方法があります。

ペット供養のアイディア

自宅でしばらく安置する
写真や花とともに遺骨を置き、家族で手を合わせながら、ゆっくり今後を考えます。



納骨できる場所を探す
ペット霊園や納骨堂、合同墓など、ご家族が安心してお参りできる場所を選びます。



家族のお墓を確認する
墓地の規則によっては納骨できる場合もあります。
管理者や住職に事前に確認します。



大切なのは“納める場所”より“忘れずに偲ぶこと”です。



遺骨の安置、納骨先、写真の飾り方、お寺でのお参りなど、住職と一緒に考えましょう。

いまどきの終活の作法～大切なひとに負担をかけないために～

第27回
元気なうちに、これからの安心を
よく寄せられる4つのご相談

私のもとには、相続や終活にまつわるさまざまなご相談が寄せられます。今回は、その中からよくいただく四つをご紹介します。実家の名義、お子さんのいないご夫婦の相続、亡くなった後の手続き、そしてスマホの中身。ご家族がいらっしゃる方も、いらっしゃらない方も、元気なうちにできる備えがあります。ご自身のこととして、お読みいただければ幸いです。

1．実家の名義が亡くなった父のままだったら？

実家を売ろうと不動産屋に査定を頼んだら、「まず名義を変えてください」と言われた。実家の名義が、亡くなったお父さまのままだった、というよくあるご相談です。

この場合、売る前に、お父さまの相続人全員で話し合い、名義を変える必要があります。お母さまと兄弟姉妹の皆さんがお元気なら話し合うのは数人です。ところが、きょうだいのどなたかが亡くなっていればその方のお子さん、つまり甥や姪も加わります。おじいさま名義のままなら、いとこまで広がり、十人を超えることもあります。

そうならないために、まずは法務局で登記簿（登記事項証明書）を取って、今の名義人を確認してみてください。相続登記は、2024年4月から義務になりました。それより前の相続も、2027年3月までに手続きをする必要があります。

実家が、親御さんや祖父母の名義のままかもしれない方は、ぜひ一度ご確認ください。相続人の調査や遺産分割協議書の作成は行政書士が、登記は司法書士が、それぞれお手伝いします。

2．子どものいない夫婦、財産は全部妻のもの？

子どものいないご夫婦から「私が先に亡くなったら、財産は全部妻のものになりますよね」というご質問をよくいただきます。

実は、そうとは限りません。夫の親御さんが健在なら、妻が三分の二、親御さんが三分の一です。親御さんが亡くなっていて、夫に兄弟姉妹がいれば、妻が四分の三、きょうだいが四分の一。きょうだいが先に亡くなっていれば、甥や姪が代わりに相続人になります。親も、きょうだいも、甥・姪もいなくて、はじめて全部が妻のものになります。

そのため、夫の口座を整理しようとして、銀行から「何年も会っていない夫のきょうだいや甥・姪のハンコも必要です」と言われたというご相談は珍しくありません。

備えとして有効なのが遺言書です。きょうだいには遺留分（最低限の取り分）がないため、「全財産を妻に相続させる」という遺言書があれば、きょうだいのハンコなしで手続きできます。どちらが先に亡くなるかはわかりませんので、ご夫婦それぞれが一通ずつ書いておくのがポイントです。なお、親御さんが健在の場合は、親御さんに遺留分がありますのでご相談ください。

3．おひとり様の葬儀は誰が行う？

おひとり様やご夫婦だけでお暮らしの方から「自分が亡くなったら、葬儀は誰がしてくれるのでしょう」というご相談をよくいただきます。お子さんが遠方にいらっしゃる方や、お子さんのいないご夫婦も、同じ不安を抱えていらっしゃいます。

身寄りがなく、ほかに行う人もいない場合、市区町村が行うのは火葬までです。葬儀まで行ってくれるわけではありません。ここは誤解されやすい点です。

また、亡くなった直後には、病院や施設の支払いと退去、お住まいの片づけ、役所への届け出など、たくさんの事務が発生します。元気なうちに「誰に何を頼むか」を決めておかなければ、担い手がいないまま残されてしまいます。

そのための方法として、亡くなった後の手続きを信頼できる人や専門家に託す「死後事務委任契約」があります。あわせて、納骨先やお墓のことは菩提寺のご住職に早めにご相談いただくと安心です。誰に、何を、どこまで頼みたいかを紙に書き出すだけでも、準備は大きく前に進みます。

「迷惑をかけたくない」というお気持ちは、準備をすることで形にできます。

4．スマホの中身、家族に託せますか？

最近、スマホの中身についてのご相談が増えています。写真や連絡先だけでなく、ネット銀行や証券口座、毎月引き落とされる各種サービスなど、スマホには「目に見えない財産」が入っているからです。スマホをお持ちでない方も、ご家族のスマホやネットの契約という形で、必ず関係するお話です。

ご家族が困るのは、「見えない・開けない・わからない」の三つです。何を契約しているのか見えない、パスコードがわからず開けない、手続きの方法がわからない。そのまま時間が過ぎると、使っていないサービスの料金が引き落とされ続けたり、借金などの有無も確かめられなかったりします。相続放棄には、相続が始まったことを知ってから三か月という期限があります。

備えは三つの手順で進めます。まず契約や口座を「書き出す」。次に使っていないものを「減らす」。そして、大切な情報のありかをご家族に「伝える」。

iPhoneの「故人アカウント管理連絡先」や、Googleの「アカウント無効化管理ツール」のように、もしものときのために用意された機能もあります。まずは、パスコードをご家族がどう知るか考えてみてください。

実家の名義、お子さんのいないご夫婦の相続、亡くなった後の手続き、スマホの中身。どれも元気なうちに一度確かめておけば、ご自身にも大切な方にも大きな安心につながります。ご相談の席でも「もっと早く準備しておけば」というお声をよく伺います。ご家族がいらっしゃる方も、いらっしゃらない方も、「まだ早い」と思う前に、まず書き出すところから始めてみてください。迷ったときは、お気軽にご相談ください。

－ご意見・ご要望・ご質問などお気軽にお寄せください－

伊藤　安芸：インサイド・アウト行政書士事務所代表

（行政書士・家族信託専門士・葬祭カウンセラー）

TEL090-4051-6443　メールy-itoh@office-angei.com

毎月
第2日曜日

西敬寺 終/宗活公開講座

どなた様も
参加費不要

日 程	講 演・法 話 テ ー マ
12月・1月・2月は冬季休講となります ＊個別相談は随時承っていますのでお気軽にお問い合わせください。	
第62回 3月14日	講演 「実家の名義、 亡くなった親のままになっていませんか？」 ー相続・終活で元気なうちに確かめたい4つのことー
	法話 「‘いつか’はいつ来るのか（無常と先送り）」
第63回 4月11日	講演 「飼い主が入院したら、 愛犬・愛猫の世話は誰が？」 ー遺言書だけでは足りない、ペットの将来を守る3つの方法ー
	法話 「おまかせ」と「丸投げ」のちがい

▶タイムテーブル
各 回 共 通
13:30～15:00
（受付開始13:00～）

13:30 仏事作法体験
13:50 法 話
14:10 休 憩
14:20 講 演
14:50 質問タイム
15:00 終 了

冬季休講中も、個別のご相談は随時承ります！

【終活よろず相談】
担当：伊藤 安芸
行政書士/家族信託専門士
・遺言書や相続の手続き
・お墓や財産の整理 など



【仏事よろず相談】
担当：木賣 慈教
西敬寺住職/本願寺派布教使
・「お寺葬」事前相談
・墓じまいや納骨壇など

ご相談無料・要予約
事前にご連絡いただけましたら場所・お時間のご希望に合わせてご対応いたします。
ご予約・お申し込みは 026-243-5570 もしくは西敬寺LINE公式へ

年末年始の下記の期間、西敬寺本堂・納骨壇を開放しております

12月30日(水)～1月3日(日) 7:00～18:00



住職・坊守が年始のご挨拶を庫裡玄関にて承ります。ささやかなご答礼の品をご用意しておりますのでお気軽にお声がけくださいませ。